

## 消費者契約法の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

○ ○ ○  
 ～ 民 法 消 費 者 契 約 法 (平成十二年法律第六十一号) (抄)  
 (抄 の 九 号) (民 法 十 九 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平成二十八年法律第十九号))による改正後の民法 (明治二十九年法律第十九号) 第六十一号

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。  
2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。  
4 3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。  
この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消費者団体をいう。以下同じ。）として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによつて当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。  
一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認  
二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供された断定的判断を提供すること。

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要な事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要な事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかつたことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによつて当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによつて当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行つている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去させないこと。

4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であつて消費者の当該

5 消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

5 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に对抗することができない。

#### （媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介することの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された

者を含む。)を含む。以下同じ。)、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで(前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。)の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

#### (解釈規定)

第六条 第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

#### (取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をできる時から六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。  
2 会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合は、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで(第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりその取消しをすることができない。

て同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。  
 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもつてこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合  
 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立つて又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負うこととされ、又は当該瑕疵を修補する責任を負うことを負い、瑕疵のない物をもつてこれに代える場合

**第九条** (消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第一条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。  
 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの。当該超える部分  
 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日(支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日)までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの。当該超える部分

**(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)**  
**第十一条** 民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

**(他の法律の適用)**  
**第十二条** 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、

この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(差止請求権)

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書きの場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を行なうおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対し、第四条第一項から第三項までに規定する行為を行なうおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした事業者又は他の受託者等  
二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれら他の代理人

3 •  
4 (略)

○民法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）（抄）

号）による改正後の民法（明治二十九年法律第八

（原状回復の義務）

第一百二十一条の二 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた當時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であつたものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかつたときは、その行為によつて現に利益を受けている限りにおいて、返還の義務を負う。

3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかつた者は、その行為によつて現に利益を受けている限りにおいて、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であつた者についても、同様とする。

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第（抄）号）

（消費者契約法の一部改正）  
第九十八条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。  
第八条第一項第五号を削り、同条第二項中「前項第五号」を「前項第一号又は第二号」に改め、「の下に」のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質にして契約の内容に適合しないとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき。）。以下この項において同じ。）に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除するものを加え、「同項第一号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕庇がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない」に、「瑕庇のない物をもつてこれに代える責任又は当該瑕庇を修補する」を「履行の追完をする責任又は不適合の程度に応じた代金若しくは報酬の減額をする」に改め、同項

第二号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」に、「、当該瑕疵」を「、その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと」に、「瑕疵のない物をもつてこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する」を「又は履行の追完をする」に改める。  
第十二条第三項中「第八条第一項第五号」を「第八条第一項第一号又は第二号」に、「同条第二項各号に掲げる場合」を「同条第二項の場合」に改める。

2 (消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)  
第九十九条 施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の消費者契約法（以下この条において「新消費者契約法」という。）第四条第五項（新消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかるず、なお従前の例による。  
施行日前に締結された消費者契約（前条の規定による改正前の消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。）の条項については、新消費者契約法第八条及び第十二条第三項の規定にかかるず、なお従前の例による。